

令和7年度鎌倉市定額減税補足給付金（不足額給付）支給事務実施要綱

（目的）

第1条 この要綱は、デフレ完全脱却のための総合経済対策における物価高への支援として、新たな経済に向けた給付金・定額減税一体措置として実施する、鎌倉市定額減税補足給付金（不足額給付）（以下「調整給付金（不足額給付）」という。）に関し、必要な事項を定める。

（定義）

第2条 調整給付金（不足額給付）は、定額減税補足給付金（調整給付）（以下「調整給付金（当初給付分）」という。）の支給額に不足が生じる者等に対し、市によって贈与される給付金をいう。

（支給対象者）

第3条 調整給付金（不足額給付分）の支給対象者は、次の各号のいずれかに該当する者であって、令和7年1月1日時点で市に住所を有する者（市の住民基本台帳に記録されていないが、地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による道府県民税所得割又は市町村民税所得割（以下「個人住民税所得割」という。）が課される者等を含む。）とする。ただし、所得税法（昭和40年法律第33号）上の非居住者並びに令和6年分所得税に係る合計所得金額及び令和6年度分個人住民税所得割に係る合計所得金額が1,805万円を超える者を除く。

(1) ア及びイに掲げる額の合計額（1万円を最小の単位とし、これに満たない端数がある場合には切り上げる。）がウに掲げる額を上回る所得税又は個人住民税所得割の納税義務者

ア 3万円に、その者の令和6年12月31日時点の同一生計配偶者又は扶養親族である者（いずれも国外に居住する者を除く。）の数に1を加えた数を乗じて得た額から、その者の令和6年分所得税額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の3の3第1項の規定がないものとした場合における令和6年分の所得税の額をいう。以下同じ）を差し引いた額

イ 1万円に、その者の令和5年12月31日時点の控除対象配偶者又は扶養親族である者（いずれも国外に居住する者を除く。）の数に1を加えた数を乗じて得た額から、その者の令和6年度分個人住民税所得割額（地方税法附則第5条の8第4項及び第5項の規定の適用を受ける前のものをいう。以下同じ。）を差し引いた額

ウ 調整給付金（当初給付分）の額（調整給付金（当初給付分）を辞退等した者にあつては、調整給付金（当初給付分）を辞退等していなければ受給していた額をいい、調

整給付金（当初給付分）給付対象外であった場合、零とする。）

- (2) 令和 6 年分所得税額及び令和 6 年度分個人住民税所得割額が零であり、令和 6 年分所得税に係る合計所得金額及び令和 6 年度分個人住民税に係る合計所得金額が 48 万円を超える者
- (3) 令和 6 年分所得税額及び令和 6 年度分個人住民税所得割額が零であり、地方税法第 32 条第 3 項及び第 313 条第 3 項の規定による青色事業専従者又は同法第 32 条第 4 項及び第 313 条第 4 項の規定による事業専従者である者
- (4) 前三号の規定にかかわらず、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金制度要綱（令和 5 年 11 月 29 日付け府地創第 327 号）に規定する「地域の実情によりやむを得ないと内閣府が認める場合」に該当する者

2 第 1 項第 1 号アに掲げる額は、給与支払報告書又は公的年金等支払報告書に記載する控除外額又は確定申告書、給与支払報告書、公的年金等支払報告書等から把握できる令和 7 年度分個人住民税課税情報から推計した令和 6 年分所得税額から算定した額とすることができる。

3 第 1 項各号においては、修正申告等により同時に要件を満たすことのない給付を受けている者を除く。

4 第 1 項第 2 号及び第 3 号においては、次の各号に該当する者を除く。

- (1) 令和 6 年分所得税額又は令和 6 年度個人住民税所得割額が零でない者
- (2) 調整給付金（当初給付分）の給付対象者（控除対象配偶者又は扶養親族として加算される者を含む。）
- (3) 令和 5 年度の住民税非課税世帯への給付（物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を財源として給付したものに限る。）若しくは均等割のみ課税世帯への給付又は令和 6 年度の新たに住民税非課税若しくは新たに均等割のみ課税となった世帯への給付の対象世帯の世帯主又は世帯員

（支給額）

第 4 条 前条第 1 項第 1 号の規定による支給対象者に対して支給する調整給付金（不足額給付分）の金額は、同号ア及びイに掲げる額の合計額（1 万円を最小の単位とし、これに満たない端数がある場合には切り上げる。）から同号ウに掲げる額を差し引いた金額とする。ただし、令和 6 年分所得税に係る合計所得金額が 1,805 万円を超える場合は同号アを、令和 6 年度分個人住民税に係る合計所得金額が 1,805 万円を超える場合は同号イを、それぞれ零とする。また、令和 6 年 1 月 2 日以降に国外から転入し令和 7 年 1 月 1 日時点で市に住所を有する者（市の住民基本台帳に記録されていないが、個人住民税所得割が課される者等を含む。）については、同号イを零とする。

2 前条第 1 項第 2 号及び第 3 号の規定による支給対象者に対して支給する調整給付金（不足額給付分）の金額は、原則として、4 万円とする。ただし、令和 6 年 1 月 2 日以

降に国外から転入し令和7年1月1日時点で市に住所を有する者（市の住民基本台帳に記録されていないが、個人住民税所得割が課される者等を含む。）については、3万円とする。

- 3 前条第1項第4号の規定による支給対象者に対して支給する調整給付金（不足額給付分）の金額は、原則として、4万円から、所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）による改正後の所得税法及び地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）による改正後の地方税法に基づく特別税額控除額、既に給付を受けた調整給付金（当初給付分）の額並びに前条第1項第1号の規定により支給される調整給付金（不足額給付分）の額（いずれも控除対象配偶者又は扶養親族として加算される者として受けた額を含む。）を差し引いた額とする（1万円を最小の単位とし、これに満たない端数がある場合には切り上げる。）。
- 4 前条第1項第1号ア及びイに掲げる額を課税台帳等から抽出し、調整給付金（不足額給付金）の金額の算定等の事務処理を進める日（以下「事務処理基準日」という。）は、令和7年6月2日とする。
- 5 事務処理基準日以降に生じた前条第1項第1号ア及びイに掲げる額の修正等については、原則として、同項に定める調整給付金（不足額給付金）の金額に反映しないものとする。

（受給権者）

第5条 調整給付金（不足額給付金）の受給権者は、第3条における支給対象者とする。

（支給の方式）

第6条 第3条第1項第1号に規定する者は、別紙様式第1号の確認書（以下「確認書」という。）を提出するものとする。

ただし、令和7年1月1日時点で市に住所を有する者（市の住民基本台帳に記録されていないが、個人住民税所得割が課される者等を含む。）で、市から調整給付金（当初給付分）を受給していない者については、別紙様式第2号の申請書兼請求書を提出するものとする。

- 2 第3条第1項第2号、第3号又は第4号に規定する者は、別記様式第3号の申請書兼請求書を提出するものとする。
- 3 確認書及び申請書（以下「確認書等」という。）の提出は、次の各号に掲げる方式のいずれかにより行う。この場合、第3号及び第4号に掲げる方式は、確認書等の提出者（以下「提出者」という。）が金融機関に口座を開設していないこと、金融機関から著しく離れた場所に居住していること、その他第1号又は第2号による支給が困難な場合に限り行う。
 - （1）郵送方式 提出者が確認書等を郵送により市に提出し、市が提出者から通知された金融機関の口座に振り込む方式

- (2) 窓口方式 提出者が確認書等を市の窓口に出し、市が提出者から通知された金融機関の口座に振り込む方式
 - (3) 窓口現金受領方式 提出者が確認書等を郵送により、又は市の窓口において市に提出し、市が当該窓口で現金を交付することにより支給する方式
 - (4) 現金書留送付方式 提出者が確認書等を郵送により、又は市の窓口において市に提出し、市が現金書留等により現金を送付する方式
- 4 提出者は、確認書等の提出にあたり、公的身分証明書の写し等を提出又は提示すること等により、提出者本人であることを証するものとする。
- 5 市は、現住所が確認書に記載する住所地と異なる者等から別紙様式第4号の確認書送付先変更届（以下「変更届」という。）の提出があったときは、当該変更届に記載された送付先に確認書を送付するものとする。

（プッシュ型支給の方式）

第7条 市は、前条の規定に関わらず、マイナポータル等で公金受取口座を登録した者及び令和6年度鎌倉市定額減税補足給付金（調整給付）支給事務実施要綱の第3条第1項の規定（以下「要綱」という。）により給付を受けた者が、令和7年度鎌倉市定額減税補足給付金（不足額給付）支給事務実施要綱第3条に掲げる支給要件を満たす者である場合、確認書等の提出なく、マイナポータル等で登録済みの公金受取口座及び要綱で給付を行った金融機関の口座に振り込みをすることができる。

（代理による受給）

第8条 支給対象者に代わり、代理人として調整給付金（不足額給付分）の受給を行うことができる者は、原則として次の各号に掲げる者に限る。

- (1) 法定代理人（親権者、未成年後見人、成年後見人、代理権付与の審判がなされた保佐人及び代理権付与の審判がなされた補助人）
 - (2) 親族その他の平素から支給対象者本人の身の回りの世話をしている者等で市長が特に認める者
- 2 市は、第1項第1号及び第2号の者にあつては、市長が別に定める方法により、代理権を確認するものとする。

（確認書提出等の期限）

第9条 確認書等の提出受付開始日は、令和7年7月25日とする。

- 2 確認書等の提出期限は、令和7年10月31日とする。

（事業の実施期限）

第10条 実施期限は、令和8年2月28日までとする。

(支給の決定)

第 11 条 市長は、第 6 条の規定により確認書等を受理したときは、速やかに内容を確認の上、支給を決定し、当該支給対象者に対し調整給付金（不足額給付分）を支給する。

(調整給付金の支給等に関する周知等)

第 12 条 市長は給付金事業の実施にあたり、支給対象者の要件、確認書等の提出の方法、確認書等の提出受付開始日等の事業の概要について、広報その他の方法による住民への周知を行う。

(確認書等の提出が行われなかった場合等の取扱い)

第 13 条 市長が前条の規定による周知を行ったにもかかわらず、支給対象者から第 9 条第 2 項の提出期限までに確認書等の提出が行われなかった場合、支給対象者が調整給付金（不足額給付分）の支給を受けることを辞退したものとみなす。

2 市長が第 6 条第 1 項及び 2 項に規定する確認書等を受領した後、書類不足等による不備があり、市が確認等に努めたにもかかわらず確認書等の補正が行われず、申請者の責に帰すべき事由により支給決定ができなかったときは、当該申請が取り下げられたものとみなす。

3 市長が第 11 条の規定による支給決定を行った後、確認書等の不備による振込不能等があり、市が確認等に努めたにもかかわらず確認書等の補正が行われず、支給対象者の責に帰すべき事由により支給ができなかったときは、当該確認書等は取り下げられたものとみなす。

(給付金の返還)

第 14 条 市長は、偽りその他不正の手段により調整給付金（不足額給付分）の支給を受けた者に対しては、支給を行った調整給付金（不足額給付分）の返還を求める。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第 15 条 調整給付金（不足額給付分）の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(その他)

第 16 条 この要綱の実施のために必要な事項は、市長が別に定める。

付則

この要綱は、令和 7 年 7 月 17 日から施行する。



理 由	
世帯主氏名	

タイプ・種類 <表・裏> Y MCK

代理人	フリガナ	受給者との関係	代理人生年月日	代理人住所
	代理人氏名			
			大正 昭和 平成	
			年 月 日	日中連絡可能な電話番号: ()
上記のものを代理人と認め、本給付金の受給を委任します。			受給者氏名	署名(または記名押印) 印

【必須】 右記の書類を必ず添付してください。	のりしろ
	1. <u>振込先金融機関口座確認書類を添付してください。</u> 「通帳」や「キャッシュカード」等のコピー (②「受取口座記入欄」に記載した金融機関名・支店・口座番号・口座名義人(カナ)がわかる部分をご提出ください。) ※ネットバンキング等で通帳・キャッシュカードがない場合、金融機関名・支店コード・口座番号・口座名義人(カナ)がわかるネットバンキングの画面の写しを添付
	のりしろ
	2. <u>確認者(受給者)の本人確認書類のコピー</u> 本人確認書類の例(写真ありの場合1点、写真なしの場合2点添付してください) 写真あり…マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、障害者手帳等 写真なし…健康保険証、年金手帳、介護保険証、基礎年金番号通知等 ※本人確認書類の有効期限をご確認の上、有効なものを添付してください。

の り し ろ

④代理受給を行う場合

●代理人の本人確認書類のコピー

本人確認書類の例(写真ありの場合1点、写真なしの場合2点添付してください。)

写真あり…マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、障害者手帳等

写真なし…健康保険証、年金手帳、介護保険証、基礎年金番号通知等

※成年後見人等の法定代理人は資格が確認できる書類(発行後3カ月以内)をあわせて提出してください。(登記事項証明書のコピー等)

代理人	フリガナ	受給者との関係	代理人生年月日	代理人住所
	代理人氏名	妻	大正 昭和 平成 ○年 △月 ×日	〇〇市△△町××番地
	鎌倉 花子		日中連絡可能な電話番号: 〇〇〇,〇〇〇〇,〇〇〇〇	
上記のものを代理人と認め、本給付金の受給を委任します。			受給者氏名	鎌倉 太郎 印

令和7年度鎌倉市定額減税補足給付金

(不足額給付I)の申請について

目 的	当初調整給付の算定に際し、令和5年所得等を基にした推計額(令和6年分推計所得税額)を用いて算定したことなどにより、令和6年分所得税及び定額減税の実績額等が確定したのちに、本来給付すべき所要額と、当初調整給付額との間で差額が生じた方へ不足額を給付するものです。
申請対象となりうる人の例	(1) 令和5年所得に比べ、令和6年所得が減少したことにより、「令和6年分推計所得税額(令和5年所得)」より「令和6年分所得税額(令和6年所得)」が少なくなった方 (2) こどもの出生等で扶養親族が令和6年中に増加したことにより「所得税分定額減税可能額」が当初調整給付時より多くなった方 (3) 当初調整給付後に税額修正が生じたことにより、令和6年度個人住民税所得割額が減少し、都度対応ではなく、不足額給付時に一律対応することとされた方 ※ご自身が対象となるかは裏面フローチャートからご確認ください。 ※令和6年の合計所得金額が1805万円を超える方は定額減税制度の対象外です。
支給額の算定について	令和6年中に鎌倉市に転入された方については、令和6年度の住民税情報、当初調整給付支給額等を市が把握していないため、ご自身で不足額給付の金額を計算し、申請をしていただく必要があります。 右ページの算定表によりご自身の支給額を計算し、申請してください。 ※算定表による計算結果が0より小さくなる場合は本給付金の対象外であるため申請書の提出は不要です。 ※添付された書類、法令に基づき転入元自治体へ照会した税情報等の情報により市が支給額を再算定した場合は、不備補正通知書及び確認書により支給額の確認を求めることがあります。

以下、鎌倉市の場合(市区町村によって異なる場合があります)

申請方法	鎌倉市が税情報等を把握できる方へは「確認書」等を送付しています。送付がない方で申請対象となる場合は、右側の「申請書兼請求書」を切り離し裏面まで記入の上、下記に郵送してください。 【郵送先】〒330-9890 日本郵便株式会社 さいたま新都心郵便局 私書箱150号 株式会社 広済堂ネクスト 行 (株式会社広済堂ネクストは、鎌倉市の給付金事業を受託している事業者です)
必要書類	(1)申請書 (2)支給額の算定に使用した書類のコピー ※算定に必要な書類は算定表の注釈をご確認ください。 (3)口座情報が確認できる書類(通帳やキャッシュカード等)のコピー (4)申請者(及び代理人)の本人確認書類のコピー (5)代理人確認書類(裏面「4.代理人」欄参照) ※必要な方のみ
申請期限	令和7年10月31日(金)※当日消印有効

お問い合わせ先

鎌倉市臨時特別給付金コールセンター 0120-001-646 (受付時間 平日8:45~17:00)

令和7年度鎌倉市定額減税補足給付金

(不足額給付I)申請書兼請求書

鎌倉市長あて



1. 申請・請求者

フリガナ 氏 名	生年月日	現住所
	大正・昭和・平成・令和	
	年 月 日	日中連絡可能な電話番号: ()

2. 不足給付額の算定表

以下の算定表の空欄を記入し、不足給付額を算定してください。

所得税	定額減税可能額(①) (3万× (本人+扶養親族数*1 人))	令和6年分所得税(②)	令和6年分所得税分の 控除不足額(③)
	円	— 円	= 円
住民税	定額減税可能額(④) (1万× (本人+扶養親族数*2))	令和6年度 住民税所得割額(⑤)	令和6年度住民税所得割分の 控除不足額*3(⑥)
	—		= 円 →0以下の場合は0と記載してください。
令和7年 所要額	令和6年分所得税分の 控除不足額(③)	令和6年度住民税所得割分の 控除不足額(⑥)	控除不足額計(⑦)
	円	+ 円	= 円
		令和7年の所要額(⑧) (上記⑦を1万円単位に切り上げ)	↓ 円
支給額	令和7年の所要額(⑧)	当初調整給付支給額(⑨) (令和6年に実施)*4	不足額給付支給額(⑩)
	円	— 円	= 円

→当初調整給付支給額が0円だった場合(対象外も含む)は0と記入してください。

→0以下の数字が入る場合には本給付金の対象外のため申請書の提出は不要です。

※1 令和6年12月31日時点の扶養親族等(16歳未満扶養親族含む。国外居住者は除く。)

※2 令和5年12月31日時点の扶養親族等(16歳未満扶養親族含む。国外居住者は除く。)

※3 上記⑥「令和6年度住民税所得割分の控除不足額」とは、昨年度に実施された令和6年度個人住民税所得割の定額減税において、定額減税しきれなかった額のことです。令和6年1月2日以降に鎌倉市に転入された方については、令和6年度住民税の状況を市で把握していないため、ご自身で各書類から転記していただく必要があります。「税額決定・納税通知書」「特別徴収税額通知書」には、原則控除外額、控除不足額として記入されていますので、その額を⑥に記載してください。⑥の額が不明な場合には、令和6年度住民税が課税された自治体で、「令和6年度住民税所得割分の控除不足額」が確認できる書類を取得の上転記してください。また、記入に用いた書類は申請書に同封の上ご提出ください。

※4 上記⑨「当初調整給付支給額」とは、定額減税しきれないと見込まれる方への給付として、令和6年度に実施された当初調整給付の金額のことです。令和6年1月2日以降に鎌倉市に転入された方については、当初調整給付の金額を市で把握していないため、ご自身で各書類から転記していただく必要があります。「支給確認書」や「支給決定通知」などに支給額が記載されていますので、その額を⑨に記載してください。⑨の額が不明な場合には、令和6年度住民税が課税された自治体で、「当初調整給付の金額が確認できる書類」を取得の上、転記してください。また、記入に用いた書類は申請書に同封の上ご提出ください。

※5 計算式に相違がある場合はコールセンター(0120-001-646)までご連絡ください。

・支給確認書及び必要書類に不備がなく支給決定された場合、通知書を送付します。書類受付から支給まで1~2カ月程度かかる見込みです。

※ 裏面もご記入ください

3. 受取口座記入欄 (原則「1.申請・請求者」名義の口座とします。)

下欄に振込希望の口座情報を記入の上、振込先金融機関口座確認書類を添付してください。

金融機関名				支店名				口座番号				口座名義(カナ) ※通帳の表記に合わせてください			
銀行・金庫・信濃連 信組・農協 信連・漁協				本・支店 出張所											
金融機関番号				店番号				分類		①普通 ②当座					
ゆうちょ銀行				店番・通帳記号 6桁目がある場合は※欄に記入				口座番号				口座名義(カナ) ※通帳の表記に合わせてください			
				※											

※金融機関で口座が作れない等、やむをえず口座による受け取りができない方は、鎌倉市臨時特別給付金コールセンター（☎0120-001-646）までお問い合わせください。
※確認者以外の口座に振込を希望する場合は、「4.代理人欄」も併せてご記入ください。

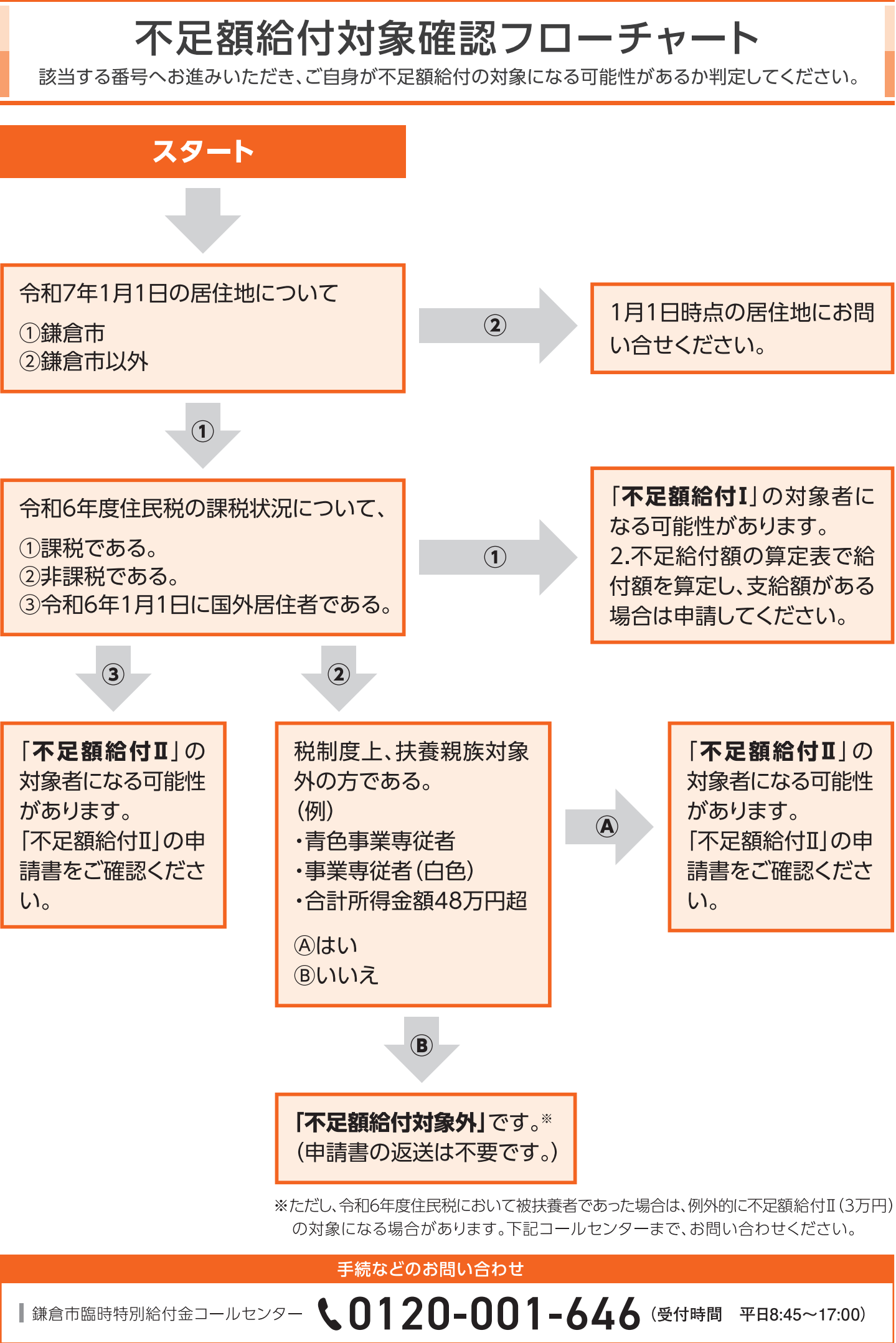
4.代理人欄

代理人	フリガナ 代理人氏名		受給者との 関係	代理人生年月日		代理人住所
				大正 昭和 平成 年 月 日		
				日中連絡可能な電話番号: ()		
上記のものを代理人と認め、本給付金の受給を委任します。				受給者氏名		署名(または記名押印) 印

それぞれの欄に、必要書類のコピーを貼り付けてください。 ※原本は添付しないでください

【必須】右記の書類を必ず添付してください。	のりしろ	
	1. 振込先金融機関口座確認書類を添付してください。 「通帳」や「キャッシュカード」等のコピー 金融機関名・支店・口座番号・口座名義(カナ)がわかる部分をご提出ください。 ※ネットバンキングの場合は画面の写しを添付	
4. 代理受給を行う場合	のりしろ	
	●代理人の本人確認書類のコピー 本人確認書類の例 (写真ありの場合1点、写真なしの場合2点添付してください。) 写真あり…マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、障害者手帳等 写真なし…健康保険証、年金手帳、介護保険証、基礎年金番号通知等 ※成年後見人等の法定代理人は資格が確認できる書類(発行後3カ月以内)をあわせて提出してください。(登記事項証明書のコピー等)	

本申請の内容に相違ありません。	令和	年	月	日
申請者署名(又は記名押印):				



令和7年度鎌倉市定額減税補足給付金

(不足額給付Ⅱ)の申請について

目 的	定額減税や低所得者向け給付の対象外となった方のうち、要件を満たす人に1人当たり原則4万円を支給するものです。
支 給 額	原則1人4万円 ※令和6年1月1日時点で国外居住者であった場合は3万円
対象要件	下記要件をすべて満たしている方 (1) 令和6年分所得税及び令和6年度個人住民税所得割ともに定額減税前税額がゼロであった。 (2) 令和6年分所得税及び令和6年度個人住民税において税制度上、扶養親族対象外である。(青色事業専従者、事業専従者(白色)、合計所得金額が48万円超の人等) (3) 令和5年度及び令和6年度に実施された低所得世帯向け給付が、世帯主又は世帯員として対象外であった。 (4) 令和6年に実施された当初調整給付が、本人分または扶養親族等分として対象外であった。

以下、鎌倉市の場合(市区町村によって異なる場合があります)

申請方法	鎌倉市が税情報等を把握できる方へは「確認書」等を送付しています。送付がない方で申請対象となる場合は、右側の「申請書兼請求書」を切り離し裏面まで記入の上、下記に郵送してください。 【郵送先】〒330-9890 日本郵便株式会社 さいたま新都心郵便局 私書箱150号 株式会社 広済堂ネクスト 行 (株式会社広済堂ネクストは、鎌倉市の給付金事業を受託している事業者です)
必要書類	(1) 口座情報が確認できる書類(通帳やキャッシュカード等)のコピー (2) 申請者の本人確認書類のコピー (3) 代理人確認書類(裏面「3.代理受給を行う場合」欄参照) 令和5年12月4日以降に鎌倉市に転入した人は以下の書類もあわせてご提出ください。 (4) 令和6年度税額決定通知書又は令和6年度(非)課税証明書 (5) 世帯全員の住民票の写し (6) 世帯全員の令和5年度及び令和6年度(非)課税証明書 (7) 低所得世帯向け給付、当初調整給付を受給していない旨のわかる書類 (8) 国外転入したことがわかる住民票の除票または、戸籍の附票 ※この書類は令和6年1月1日に国外居住者だった人のみご提出ください。
申請期限	令和7年10月31日(金)※当日消印有効

令和7年度鎌倉市定額減税補足給付金

(不足額給付Ⅱ)申請書兼請求書

鎌倉市長あて



1. 申請・請求者

フリガナ 氏 名	生年月日	現住所
	大正・昭和・平成・令和	
	年 月 日	日中連絡可能な電話番号: ()

2. 振込口座 (原則「1.申請・請求者」名義の口座とします。)

下欄に振込希望の口座情報を記入の上、裏面に振込先金融機関口座確認書類を添付してください。

金融機関名	支店名	口座番号	口座名義(カナ) ※通帳の表記に合わせてください
銀行・金庫・信漁連 信組・農協 信連・漁協	本・支店 出張所		
金融機関番号	店番号	分類	①普通 ②当座
ゆうちょ銀行	店番・通帳記号 6桁目がある場合は※欄に記入	口座番号	口座名義(カナ) ※通帳の表記に合わせてください
	※		

※長期間入出金のない口座を記入しないでください。
※金融機関で口座が作れない等、やむをえず口座による受け取りができない方は、鎌倉市臨時特別給付金コールセンター (0120-001-646) までお問い合わせください。
※確認者以外の口座に振込を希望する場合は、「3.代理人欄」も併せてご記入ください。

3.代理人欄

代理人	フリガナ 代理人氏名	受給者との 関 係	代理人生年月日	代理人住所
			大正 昭和 平成 年 月 日	日中連絡可能な電話番号: ()
	上記のものを代理人と認め、本給付金の受給を委任します。		受給者氏名	署名(または記名押印) 印

※ 裏面もご記入ください

【誓約・同意事項】

①令和7年度鎌倉市定額減税補足給付金(不足額給付Ⅱ)の支給要件すべてに該当します。

【支給要件】

- ア 令和6年分所得税及び令和6年度個人住民税所得割ともに定額減税前税額がゼロである。
イ 令和6年分所得税及び令和6年度分個人住民税において税制度上、扶養親族対象外である。
ウ 令和5年度及び令和6年度に実施された低所得世帯向け給付は、世帯主又は世帯員として対象外だった。
エ 令和6年に実施された当初調整給付が本人分または扶養親族等分として対象外だった。
②給付金の支給要件の該当性等を審査等するため、市が必要な住民基本台帳情報、税情報等の公簿等の確認を行うことや、必要な資料を他の行政機関等に求め・提供することに同意します。
③公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
④この申請書は、市において支給決定をした後は、給付金の請求書として取り扱います。
⑤市が支給決定をした後、申請書(請求書)の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ一定期間を過ぎても市が申請・請求者に連絡・確認できない場合には、給付金が支給されないことに同意します。
⑥給付金の支給後、本申請書の記載事項について虚偽であることが判明した場合や、給付金の支給要件に該当しないことが判明した場合には、給付金を返還します。

それぞれの欄に、必要書類のコピーを貼り付けてください。 ※原本は添付しないでください

令和5年12月4日以降に転入された方は、表面「必要書類」欄(4)から(8)の書類も併せてご提出ください。

【必須】右記の書類を必ず添付してください。

の り し ろ

1. 振込先金融機関口座確認書類を添付してください。

「通帳」や「キャッシュカード」等のコピー

(「2.振込口座」欄に記入した金融機関名・支店・口座番号・口座名義人(カナ)がわかる部分をご提出ください。)

※ネットバンキング等で通帳・キャッシュカードがない場合、金融機関名・支店コード・口座番号・口座名義人(カナ)がわかるネットバンキングの画面の写しを添付

の り し ろ

2. 申請者の本人確認書類のコピー

本人確認書類の例(写真ありの場合1点、写真なしの場合2点添付してください。)

写真あり…マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、障害者手帳等

写真なし…健康保険証、年金手帳、介護保険証、基礎年金番号通知等

※本人確認書類の有効期限をご確認の上、有効なものを添付してください。

の り し ろ

●代理人の本人確認書類のコピー

本人確認書類の例(写真ありの場合1点、写真なしの場合2点添付してください。)

写真あり…マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、障害者手帳等

写真なし…健康保険証、年金手帳、介護保険証、基礎年金番号通知等

※成年後見人等の法定代理人は資格が確認できる書類(発行後3カ月以内)をあわせて提出してください。(登記事項証明書のコピー等)

本申請の内容に相違ありません。 令和 年 月 日

申請者署名(又は記名押印)：

不足額給付対象確認フローチャート

該当する番号へお進みいただき、ご自身が不足額給付の対象になる可能性があるか判定してください。

スタート

令和7年1月1日の居住地について

- ①鎌倉市
②鎌倉市以外

②

1月1日時点の居住地にお問い合わせください。

①

令和6年度住民税の課税状況について、

- ①課税である。
②非課税である。
③令和6年1月1日に国外居住者である。

①

「不足額給付Ⅰ」の対象者になる可能性があります。
「不足額給付Ⅰ」の申請書をご確認ください。

③

「不足額給付Ⅱ」の対象者になる可能性があります。
対象要件を確認の上、申請してください。

②

税制度上、扶養親族対象外の方である。
(例)
・青色事業専従者
・事業専従者(白色)
・合計所得金額48万円超

- ①はい
②いいえ

①

「不足額給付Ⅱ」の対象者になる可能性があります。
対象要件を確認の上、申請してください。

②

「不足額給付対象外」です。
(申請書の返送は不要です。)

※ただし、令和6年度住民税において被扶養者であった場合は、例外的に不足額給付Ⅱ(3万円)の対象になる場合があります。下記コールセンターまで、お問い合わせください。

手続などのお問い合わせ

鎌倉市臨時特別給付金コールセンター

0120-001-646

(受付時間 平日8:45～17:00)